

隠れ水俣病



<5>

「患者締め出し機関」

「審査会は患者を括り出すよ
りつらいにかける機関だ」

水俣病であるかどうかを認定する
公審被患者認定審査会について
、未認定患者たちは、日々に
強い不満を訴える。患者となる
には、すべて審査会のOKが出
なければならないからだ。

審査会のあゆみ

現在の審査会は、ある四十四
年、政府の「公審に係る健康被
害の被災に関する特別措置法」
(以下公審被患者法)が制定
されてから誕生したもので、履
歴はまだ浅い。審査会の性格を
足したのは、ある三十四年十二
月二十日。厚生省の臨時委員会
として設置され、名前は「水俣
病患者診査会」。その五日後、
三十日に、チツンは患者と

者」とあり、それに第三条に
「本契約締結日以後において発
生した患者(医療金の認定した
者)に対する見舞い金」とある。
「患者認定」ということ
はまだない。審査会の性格を
おいて「患者認定即補償」とい
う形をとったため、認定には考
えられる時、その履歴を振り返
てみる必要がある。

審査会らしきものが最初に発
足したのは、ある三十四年十二
月二十日。厚生省の臨時委員会
として設置され、名前は「水俣
病患者診査会」。その五日後、
三十日に、チツンは患者と

の間に、見舞い金契約を結んで
おり、同診査協議会の目的
は、要向きは別として、見舞い
金契約による補償金の受給資格
者(患者)を認定することにお
りたことは明白だ。

すなわち、見舞い金契約の第
一条第4項に「水俣病患者診査
会が、症状が安定し、ま
たは軽微であると認定した患
者」である。

議会なし無理の存在だったと
ころには、加害者、である

議会が患者について行なったの
は、見舞い金契約による一時金
交付に関する症状を判定する仕
事だけだった。

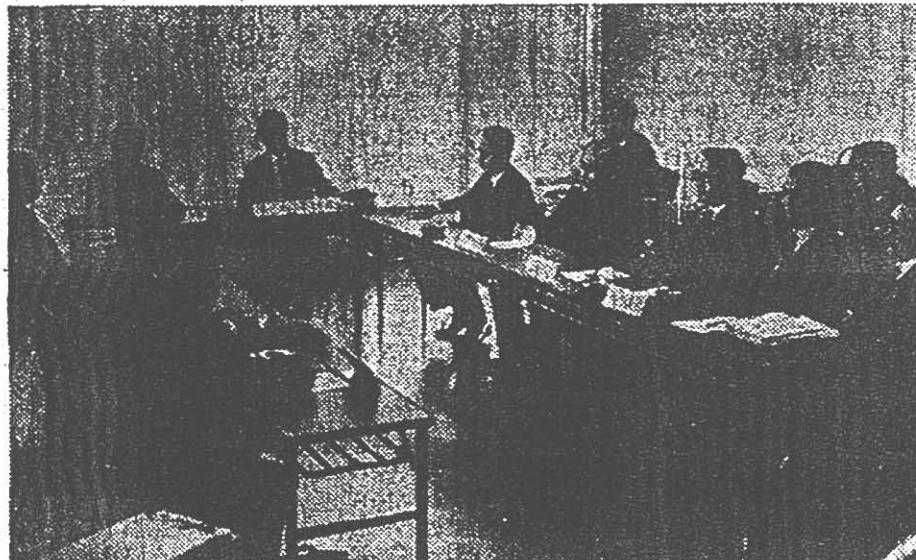
議会が患者について行なったの
は、見舞い金契約による一時金
交付に関する症状を判定する仕
事だけだった。

三十一年九月、患者診査協議
会は廃止され、厚生省部局の
「水俣病患者審査会」となる。

この改組に伴い、武内忠男大教
授(現病理)、原田義孝同助
教授(小児科)ら三人が新たに
メンバーに加わり、審査会委員
は十人となった。

新審査会は、三十七年十一
月、胎児性患者十六人を認定し
たが、三十四年から胎児性患者
存在の可能性が指摘されていた
だけに、ねぞすぎたましいがあ
った。審査会の患者認定は、そ
の後も積極的に開かれたわけでは
なく、三十七年一回、三十八
年はゼロ、翌三十九年東禪会が
「水俣病患者審査会設置条例」

本県の行政官一人もはいつてい
たところをみると、かなり政治
的色彩の強いものだつたよう
だ。三十五年二月三日初の診査
協議会が開かれ、水俣病患者四
人を認定、その後は数人を認定
したことになり、その年診査協
議会が患者について行なったの
は、見舞い金契約による一時金
交付に関する症状を判定する仕
事だけだった。



十三人在水俣病と認定した患者
審査会設置条例(4月22日)
日、熊本市木前寺公園「むづみ
病院」

の付帯決議として「年一回の検

査実施」が決められたことは、これまで患者の検査がほとんど行なわれなかつたことを示して

いる。これまで患者の検査がほとんど行なわれなかつたことは、これまで「水俣病問題は終わつた」という「幻想」がつくり上げられてしまつた。審査会はこの間、チソの要請で患者の症度判定（ランク付け）を行ない、補償作業に協力した。そこには、審査会を捜し出そうとする姿勢はなかつた。

四十三年九月、政府が水俣病の公害認定後、認定申請は相次ぎ、死亡した患者の家族からも申請があつたが、審査会は「死」者の判定は不可能」という統一見解を発表して、死者を解剖し、明らかに水俣病の病変を確認したのだった。

「公害被害者認定法」による現在の結果を見ると、過去四回の会合で、それまで患者総数は百十一人になつたが、以降四年五月まで、六人の患者が認定され、患者総数は百一人になつたが、以後四年五月まで、六人の患者が認定された。同年三月、六人の患者が認定された。これは、水俣病問題は終わつた」という「幻想」がつくり上げられてしまつた。審査会はこの間、チソの要請で患者の症度判定（ランク付け）を行ない、補償作業に協力した。そこには、審査会を捜し出そうとする姿勢はなかつた。

認定したことによっている。

審査会委員の姿勢

「われわれがいい加減な審査をしないから、チソは認定患者にきちんと補償金を払つてくれる」と、ある審査員の一人は言った。医学者としてここまで「加害企業」に気をつかう必要があるのだろうか。

新潟水俣病の認定審査員の人、椿忠男新潟大教授（加本市出水町国民出身）はいう。「審査会が補償まで考えるのは邪道だ。私はたとえ、昭和電工が裁判で「新潟水俣病の犯人」と決まり、多額の補償金を要求されたりとしても、熊本より甘いと指

求を審査中の厚生省は、武内教授、椿忠男教授から参考意見を聞いたが、「熊本県の認定方式に疑問がある」（武内教授）、「熊本県の認定基準はきびしきすぎる」（椿教授）と、それを指摘した。熊本の審査会は内外から強い批判を受け、摇れに揺れている。事態を重視した厚生省は「新潟と熊本の認定に差があるのは問題だ」として、その「調整」に乗り出す動きを示している。

メモ

△審査会メンバー　伊藤水俣保健所長の十人。
現在の審査委員は德臣船大
十四年当時）は貴田船大小兒科教授（会長）、複臣同第一内科教授（会長）、武内同科教授（会長）、複臣同第一内科教授、大橋水俣市立病院院長、浮田水俣・芦北医師会副会長、伊藤副会長、細川新日昇付属病院科助教授、大橋水俣市立病院嘱託、浜崎郡衛生部長、伊藤長、三島光嗣院長、朝隈水俣水俣保健所長の七人。

三十七年水俣病患者審査会となり、貴田船大小兒科教授、芦北医師会会長、小川新日昇科、精神科の主任を教授九人と

審査会が発足したのは四十四年未だ過去四回の会合で、それまで患者として認定された六十七人を再認定したほか、十八人を

揃されている認定基準を変えるつもりはない。それが医学者の立場だ」

未認定患者の行政不服審査請求を

未認定患者の行政不服審査請求を